

臨時増刊号



政府の農林水産業・
地域の活力創造本部において、青色申告を
行っている農業者を対象とした

収入保険制度 の導入が決定されました。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、
平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に
青色申告承認申請書を提出する必要があります。
この申請を行えば、平成29年分の所得から、
青色申告を行うことができます。(申告時期は平成30年2~3月)



愛媛県農業共済組合

収入保険制度のしくみ

収入保険制度に関する「農業競争力強化プログラム」の取りまとめの概要

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補償するしくみです。

○青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。

※5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が、制度加入時に1年分あれば加入できます。なお、その場合の補償限度額は、申告実績が5年になるまで徐々に引き上げていく等の措置が検討されています。

○当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補てんします。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画等も考慮して設定します。

※補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。

※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

○農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算では、半額の国庫補助がありますので本人負担は1%となります。

※積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※収入保険制度と農業共済やナラシ対策などの類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

豆知識 青色申告の主なメリット

○青色申告特別控除

「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能です。

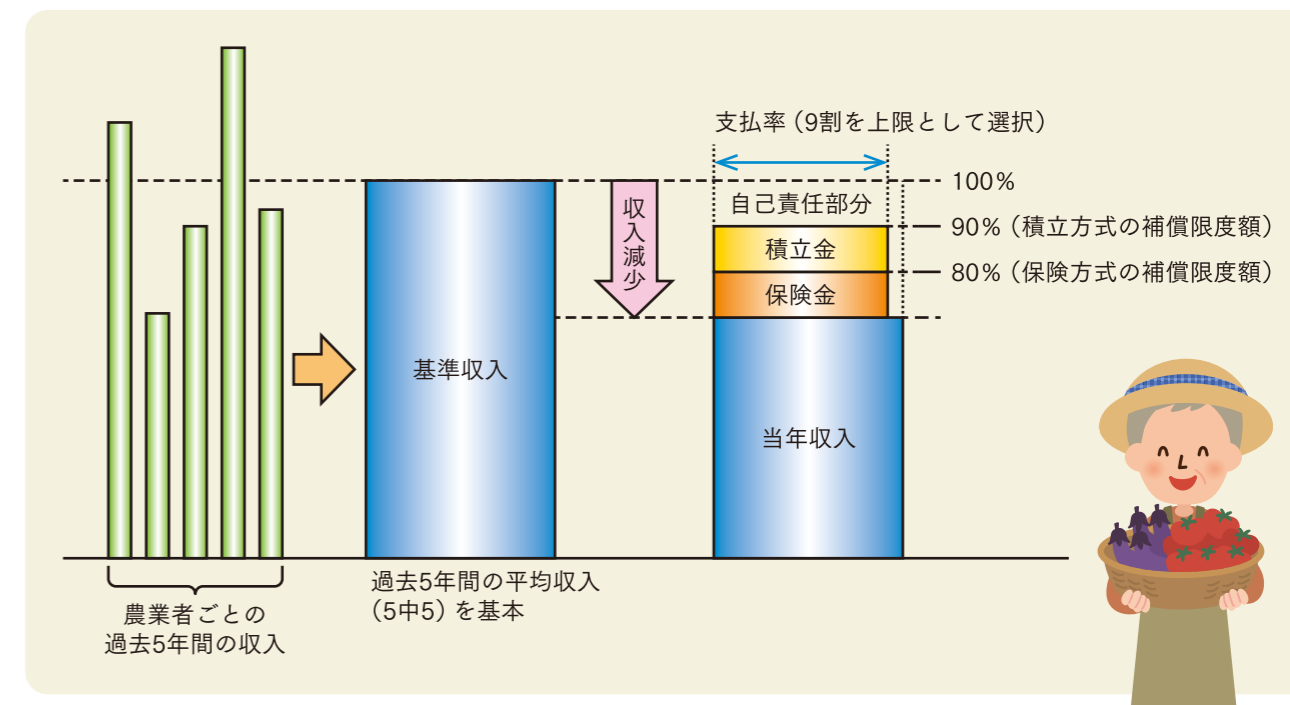
○損失の繰り越しと繰り戻し

損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。また、繰り越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※帳簿を付けることで、自らの経営状況をつかみやすくなるとともに、金融機関からの信用を得やすいといった経営上のメリットも出てきます。



〈補てんのイメージ〉 5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割（保険方式+積立方式）を選択した場合



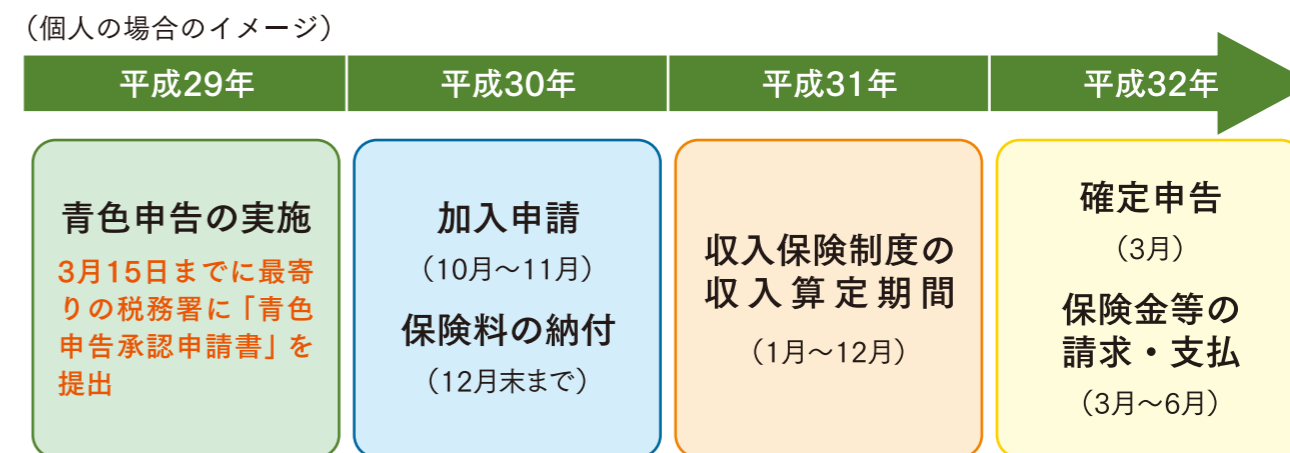
〈保険料・積立金・補償額の例〉 基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（8割が保険方式+1割が積立方式）、支払率9割を選択した場合の試算

| 農業者が用意すべきお金 | 補てん金額 | | | 補てん金を含めた当年収入 (対基準収入) |
|--|-------------------|---------|-------|-------------------------|
| | 収入減少の程度 (当年収入) | 補てん金の合計 | | |
| 保険料は、 7.2万円 積立金は、 22.5万円 合計 29.7万円 | | 保険金 | 積立金 | |
| | 30% (700万円) | 180万円 | 90万円 | 880万円(88%) |
| | 50% (500万円) | 360万円 | 270万円 | 860万円(86%) |
| | 100% (0万円) | 810万円 | 720万円 | 810万円(81%) |

保険料は掛捨てになります。積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。

※現時点での大まかな試算です。加入するには、手数料が発生する場合があります。（農林水産省資料より参照）

〈加入・支払等のスケジュール〉（平成30年秋 加入申請開始を想定）



○平成29年分の青色申告を行うには平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

青色申告承認申請書の書き方

※平成29年3月15日までに申請が必要です

平成29年1月以降の領収証は、必ず保管しておきましょう。

所轄の
税務署名を記入

1090

住民票の住所・TELを記入

所得税の青色申告承認申請書

税務署受付印

納税地

納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。

フリガナ

氏名 **共済 太郎**

職業 **農業**

住所・居所・事業所等 (該当するものを選択してください。)

(〒 - -) (TEL - - -)

上記以外の住所・事業所等

(〒 - -) (TEL - - -)

押印する

生年月日 ○大正 ○昭和 ○平成

屋号

書類の提出日

事業所を持っている場合、事業所の屋号と住所を記入

青色申告を始めた年

平成29年1月1日提出

平成29年1月1日提出

1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なる)

名称 _____ 所在地 _____

名称 _____ 所在地 _____

2 所得の種類 (該当する事項を選択してください)

事業所得 不動産所得 山林所得

3 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1) 有 (○取消し・○取りやめ) _____年____月____日 (2) 無

4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 _____年____月____日

5 相続による事業承継の有無

(1) 有 相続開始年月日 _____年____月____日 被相続人の氏名 _____ (2) 無

6 その他参考事項

(1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください)

複式簿記 簡易簿記 その他 (_____)

(2) 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。)

現金出納帳 売掛帳 買掛帳 経費帳 固定資産台帳 預金出納帳 手形記入帳

債権債務記入帳 総勘定元帳 仕訳帳 入金伝票 出金伝票 振替伝票 現金式簡易帳簿 その他

(3) その他 _____

65万円控除を受けるには「複式簿記」に✓

65万円控除を受けるには上記8項目に✓

関与税理士

(TEL - - -)

| | | | | | | | |
|-----------|------|-----|---|---|--|--|--|
| 整理番号 | 関係部門 | A | B | C | | | |
| 0 | | | | | | | |
| 通信日付印の年月日 | | 確認印 | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | |

☆この申請書は、お電話をいただけたらお届けします。

書き方や申請のしかたがわからない方は、NOSAIまでお電話ください。

「収入保険のこと」とお伝えいただければ、すぐに係が対応します。

- | | | |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 本所 / 089-941-8135 | 松山支所 / 089-941-4623 | 西予支所 / 0894-62-2123 |
| 西条支所 / 0897-55-2955 | 上浮穴出張所 / 0892-21-0442 | 八幡浜出張所 / 0894-22-1449 |
| 宇摩出張所 / 0896-75-1231 | 伊予支所 / 089-982-0534 | 宇和島支所 / 0895-22-3536 |
| 今治支所 / 0898-31-2800 | 喜多出張所 / 0893-23-3222 | 南宇和出張所 / 0895-72-0201 |
| 周桑出張所 / 0898-64-2055 | | |